

資本関係又は人的関係の取扱いについて（通知）

○資本関係又は人的関係の基準【別紙参照】に該当する場合の取扱い

1. 資本関係又は人的関係がある会社の参加は、その内一者のみ認めるものとし、二者以上の入札があった場合には、入札参加資格がない者の行なった入札として、資本関係又は人的関係がある会社の入札参加業者全ての入札を無効とします。
2. 入札執行の完了に至るまでに、基準（共同企業体及び組合員の取扱いを含む。）に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とならないものとします。
3. 落札者決定後に落札者の確認書の記載内容に虚偽若しくは不正により資本関係又は人的関係がある会社が当該入札に参加していた（以下「虚偽記載等」という。）と、契約締結前に判明又は判断された場合、発注者は落札者の入札手続を無効とし、落札者決定を取り消すものとします。
4. 契約締結後に契約相手の虚偽記載等が判明した場合、工事（業務）着手前であれば、発注者は約款における定めのない事項についての協議の規定により原則として契約解除の協議を行うものとします。この場合において、発注者に責めがある場合を除き、契約解除に伴い生じる損害についての賠償は行いません。

また、工事（業務）着手後であれば、契約相手の入札時の不正行為の有無や工事（業務）進捗状況等を考慮したうえで発注者は当該契約を継続するか解除するかを適切に判断するものとします。

5. 資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加を回避するために、資本関係又は人的関係がある会社が入札前に入札参加意思の確認を行うことは適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報交換にあたらないものとします。
6. 資本関係又は人的関係がある会社が入札書提出後から開札までの間、基準に該当する者の1者を残し、他の基準に該当する者の入札辞退を目的に当該資本関係又は人的関係がある会社が入札価格等（総合評価方式の場合は技術評価点に関する事項を含む。以下同じ。）を開示し合うことは適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報交換にあたるものとします。

ただし、入札価格等の開示がない場合はこの限りでないものとします。

○基準該当の事実確認

外部から情報提供があった場合等疑義が生じた場合には、適切な資料を対象業者から提出させることにより、事実確認を行うものとします。

○指名停止等に関する取扱い

「資本関係・人的関係調書」等に虚偽記載等をし、若しくは重要な事実の記載を怠った場合には、資格の取消し、又は指名停止の措置を行うことがあります。

■資本関係又は人的関係の取扱いについて同一入札への参加を制限する基準

次のいずれかに該当する場合、同一入札への参加を制限する対応を行います。

- (１) 資本関係が次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２の規定による子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社に規定する再生手続が存続中の会社等（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社等（会社法第２条第４号の２の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

- (２) 人的関係が次のいずれかに該当する場合。ただし、アの場合においては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ）の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
- d 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

ア 複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人

イ 本庄市物品等競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権限を有する者が、他方の会社の契約締結権限を現に有する場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合